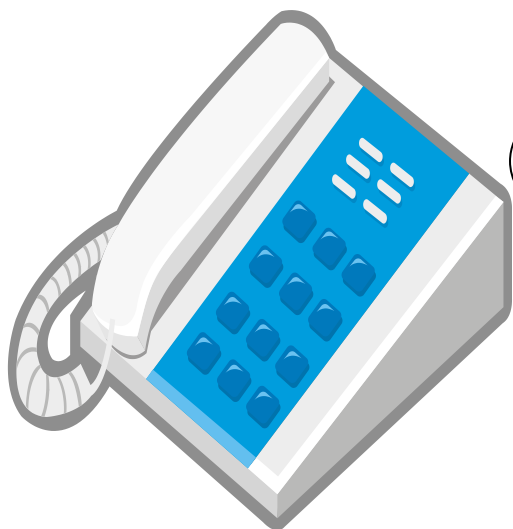


# ストップ！

## 児童・高齢者・障害者虐待



気づいたら

あなたからの電話が  
虐待を防ぎます。

行田市虐待防止ホットライン

フリーダイヤル 24 時間

0 1 2 0 - 5 5 6 - 2 1 2

お問い合わせ 行田市役所健康福祉部  
(556) 1111

福祉課トータルサポート推進担当 (内線 279)  
子育て支援課子育て支援担当 (内線 262)  
高齢者福祉課高齢福祉担当 (内線 278)  
福祉課障害福祉担当 (内線 265)

現在、全国的に児童虐待の発生件数が急増しています。また、高齢者や障害者への虐待事例も増加の傾向にあります。市では、市民の皆さんの協力を得て、虐待を受けている(またはを受けていると思われる)児童、高齢者や障害者の早期発見と迅速な安全確認を行うなど、虐待の防止を図るため、全国で初めて「行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を制定しました。この条例は、平成 16 年 12 月の定例市議会において可決され、平成 17 年 6 月 1 日に施行されました。

## ○虐待とは

この条例が対象とする虐待は、児童、高齢者、障害者の人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。

## ○みんなで防ぐ虐待

市では、市民、県その他関係機関および民間団体と連携して、虐待の早期発見と迅速な安全確認に努めることとしています。

このため、条例では、虐待(虐待を受けたと思われる場合を含む)を発見した者は速やかに市へ通告(連絡)しなければならないと定めています。通告(連絡)をした人が誰かがわからないように、秘密は守られます。

## ○安全の確認

通告などによって、児童、高齢者、障害者の虐待が行われているおそれがあると認められるときは、市の担当課職員(子育て支援課・高齢者福祉課・福祉課・保健センター)が安全確認のために必要な調査や質問などを行います。

このようにして、市では、虐待を受けた児童、高齢者、障害者を発見した場合は、安全を確保し生命を守ることを最優先に、必要に応じ関係機関とも連携して虐待の防止に取り組みます。

## ○ご利用くださいフリーダイヤル

虐待にかかわる通告(連絡)や相談を受け付ける専用電話(フリーダイヤル)を健康福祉部に設置しています。

フリーダイヤル 0120-556-212 (毎日 24 時間受付)

## ○必要ですあなたの協力

虐待は、その多くが家庭の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が保護者や養護者であるために、自らが逃げたり、救いを求めたりすることが、大変難しいのが実情です。このため、周りにいる人のあたたかい気持ちからの協力(通告や連絡)が必要となります。